

業 務 仕 様 書

1 業務名

賃貸物件及び情報商材・副業に関するトラブルに係る消費者教育映像を用いた啓発業務

2 業務目的

札幌市消費者センターにおける最近の消費生活相談の動向を見ると、賃貸アパートに関する相談が最も多く、20歳代を中心に、情報商材や副業に関する相談が増加傾向にある。こうした傾向を踏まえ、本市が制作した賃貸物件及び情報商材・副業に関する啓発動画を活用し、消費者被害の防止及び相談先としての消費者センターの認知度向上を目的として実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

4 業務内容

以下のとおり、YouTube 及び TVer を活用した広告展開を行う。

(1) 使用する映像

ア 賃貸物件に関するトラブル編 2種類 (15秒及び33秒)

・ 15秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=u85xLzQmi7s>)

・ 33秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=AhcoNG5eI3g>)

イ 情報商材・副業に関するトラブル編 2種類 (15秒及び33秒)

・ 15秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=Z7rS7HaL6AE>)

・ 33秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=NshVP9YAX1E>)

使用する動画ファイル (MP4形式) については、委託者から提供する。なお、動画ファイル形式の変換が必要な場合は、受託者において実施すること。

また、YouTube、TVerそれぞれで15秒版、33秒版の両方の映像を使用することを原則とするが、TVerについては、33秒版の使用が不可能な場合は、15秒版のみを使用することとして差し支えない。

(2) 広告実施期間

契約締結日以降に協議して定めた日から令和6年3月29日まで。

ただし、上述の実施期間内に下記(3)の視聴回数に達した場合は、その時点で配信を停止してよいものとする。

(3) 視聴回数（映像が最後まで視聴された回数）

賃貸物件に関するトラブル編、情報商材・副業に関するトラブル編それぞれについて、以下の視聴回数となるように配信すること。

ア YouTube 500,000回以上

イ TVer 100,000回以上

(4) ランディングページへの誘導

広告配信に当たり、視聴者をランディングページ（札幌市「消費者トラブル188（いやや）」(<https://www.shohi.sl-plaza.jp/troubleboushi/>)）へ誘導する措置を実施すること。

(5) ターゲティング設定

概ね以下のとおりとし、詳細は、契約後協議のうえ決定する。また、広告配信中も状況に応じて適宜見直すこととする。

ア 賃貸物件に関するトラブル編

・年齢：全年齢

・地域：札幌市内及び札幌市への通勤・通学圏（江別市、北広島市、石狩市等）

・属性：賃貸物件に居住する者

イ 情報商材・副業に関するトラブル編

・年齢：10代～20代

・地域：札幌市内及び札幌市への通勤・通学圏（江別市、北広島市、石狩市等）

・属性：情報商材・副業（投資含む）に関心が高い者

(6) 広告運用については、以下のとおりとする。

ア 広告媒体・動画ごとの運用についての実施計画を作成し、運用開始前に委託者の承認を受けること。

イ 広告配信を行うなかで、それぞれの媒体及び運用方法における広告クリック率などの成果を把握のうえ、より高い効果の見込める掲載手法を常に模索しながら運用すること。

ウ 受託者は運用方法について委託者と緊密に協議を行いながら運用すること。

エ 概ね2週間に一度、視聴年齢層別の表示回数、視聴回数、クリック数などの状

況を報告すること。

5 成果の報告

(1) 報告書

視聴年齢層別の表示回数、視聴回数、放映期間、クリック数、クリック率等を掲載した報告書を2部提出すること。また、報告書には、今後の啓発実施に当たり、有効な方策についての分析を行うこと。

(2) 報告期限

令和6年3月29日（金）

(3) 納品場所

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課（市役所本庁舎13階）

6 特記事項

(1) 受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 本業務の履行に当たり事故などがあった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。

(3) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。